

特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 水質検査業務委託
- 2 業務場所 本庁舎 秋田市山王四丁目1番1号
第二庁舎 秋田市山王三丁目1番1号
議会棟 秋田市山王四丁目1番1号
秋田地方総合庁舎 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 履行期間 契約日から令和9年3月24日まで
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

II 業務範囲

- 1 本業務は、以下に示す検査を実施する。

(1) 雑用水水質検査

トイレ洗浄水及び清掃用水として使用している雑用水（井水）を使用する本庁舎、議会棟及び秋田地方総合庁舎の指定する箇所において採水し、下記項目の分析を行い、報告すること。

ア 雑用水水質検査（細菌） 2項目 （1回／2か月・奇数月採水）

- ① 大腸菌（2か月に1回検査を実施し、報告すること）
- ② 濁度（2か月に1回検査を実施し、報告すること）

(2) 飲料水水質検査

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条及び第4条の2に定める下記項目について、秋田県庁第二庁舎の指定する箇所において採水、下記項目の分析を行い、報告すること。

ア 特定建築物定期検査 16項目 （2回／年・7月及び1月採水）

- ①一般細菌 ②大腸菌群 ③鉛及びその化合物 ④亜硝酸態窒素
- ⑤硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑥亜鉛及びその化合物
- ⑦鉄及びその化合物 ⑧銅及びその化合物 ⑨塩化物イオン
- ⑩蒸発残留物 ⑪有機物（全有機炭素の量） ⑫pH値 ⑬味 ⑭臭気
- ⑮色度 ⑯濁度

イ 消毒副生成物検査 12項目

（1回／年※法に定める測定期間（6／1～9／30）内・7月採水予定）

- ①シアン化物イオン及び塩化シアン ②塩素酸 ③クロロ酢酸
- ④クロロホルム ⑤ジクロロ酢酸 ⑥ジブロモクロロメタン ⑦臭素酸
- ⑧総トリハロメタン ⑨トリクロロ酢酸 ⑩ブロモジクロロメタン

⑪ブロモホルム ⑫ホルムアルデヒド

Ⅲ 提出図書

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 業務計画書 | |
| 2 作業届及び来庁届 | 作業実施 3 日前まで |
| 3 水質検査報告書 | 採水後 1 4 日以内（3 月は契約期限まで） |

Ⅳ その他

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。